

NEWS まちのお知らせ

NEWS 人 事

月形町人事異動

8月1日付け

▽保健福祉課地域福祉係（総務課総務係）米内亜美

NEWS くらし

8月31日(月)は個人事業税の納期限(第1期)

8月31日(月)は、個人事業税第1期の納期限です。

●8月7日(金)に納税通知書を送付します

●今年度の納期は、8月末(第1期)と11月末(第2期)の2期に分かれています

NEWS くらし

運転免許自主返納臨時窓口を開設します

※年額が1万円以下の場合第1期のみ対象です
※年の中途で事業を辞めた方の納期については、別に指定します
問合せ先 空知総合振興局納税課 ☎20・0055

高齢者などの運転免許返納に係る手続きの負担軽減を目的として、運転免許自主返納の臨時窓口を開設します。

自主返納に関する相談のほか、自主返納される方に商品券を交付する支援事業の申請も受け付けますので、ご利用ください。

実施日 8月25日(火)10時～

正午

場所 町民サロン

持ち物

●運転免許証

※運転免許の有効期限が切れている場合は、自主返納できません

その他

●行政処分の手続き中の方は運転免許の自主返納ができません

●自主返納を希望されるご本人

がご越してください

※やむを得ない事情があり、申請者本人の意思確認ができる場合に限り、代理人による手続きができます。詳しくは事前に問合せください

NEWS くらし

簡易専用水道検査のお知らせ

●運転免許を自主返納された場合、車の運転ができなくなり、帰りの交通手段にご注意ください
問合せ先 総務課危機管理係 ☎53・2321

簡易専用水道（受水槽の有効容量が10立方メートルを超える水道施設）の設置者は、水道法により年1回以上、国などの登録を受けた検査機関による定期検査が義務付けられています。

昨年度、月新水道企業団の検査を受けた事業所などには、検査についての通知をしていますが、今年度、新たに月新水道企業団による検査を希望される場合は、左記まで問合せください。

問合せ先 月新水道企業団 ☎53・2365

自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
航空学生 (海・空)	18歳以上24歳未満の方 高卒者または高専3年 次修了者（令和9年3月 修了見込みの方含む）	8月28日
第2回 一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予 定月の末日現在、33歳 に達していない方)	9月1日
第3回 2等陸・海・空士 (任期制自衛官)		

8月31日は

納期限

です

町・道民税
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

第2期

～2026年の納付期限一覧表～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	6月1日					
固定資産税	6月1日	7月31日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	11月2日	12月25日		
国民健康 保 険 税	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
後期高齢者 医療保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日

NEWS
くらし
月形町ふるさと
活性化事業のお
知らせ

町の活性化を図る事業を応援するため、次のとおり令和8年度第2期の申請受付を9月1日(火)から開始します。

●事業名

- ・ふるさと活性化事業
- ・ふるさと特産品開発補助事業

●事業内容

左記QRコードよりご確認ください

●受付期間

9月1日(火)～10日(木)

●申請方法

申請書類を企画振興課窓口に提出してください

※申請にあたっては必ず、相談が必要となりますので、ご連絡ください

申込・問合せ先 企画振興課
地域振興係 ☎53・2325



ふるさと活性化事業



ふるさと特産品開発補助事業

NEWS
健康
こころの健康相談
の実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師による「こころの健康相談」を実施しています。

8月の相談については次のとおりです。

日時 8月20日(木)13時～15時

実施場所 岩見沢保健所

実施内容 精神科医師との面接相談

申込方法 前日の正午までに、電話で予約してください。

申込多数の場合は、別日で調整させていただく場合があります

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています(平日9時～17時)

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係
(岩見沢市8条西5丁目)
☎20・0122



NEWS
福祉
ストーマ種別体
験交流会開催の
お知らせ

日本オストミー協会北海道支部では、初心者オストメイットを対象として、講演会を次のとおり開催します。

演題 こんな時どうする？ストーマケアと暮らしの知恵

日時 8月22日(土)13時30分～16時

会場 北海道難病センター3階大会議室(札幌市中央区4条西10丁目)

参加対象 3年未満のオストメイット(人工肛門・人口膀胱保有者)、家族、友人、医療関係者

参加料 無料

※申し込み不要、参加者は直接会場へ

問合せ先 日本オストミー協会北海道支部事務局 ☎01・764・2824



令和8年度
樺戸監獄物故者追悼式

道内開拓の礎を築き、樺戸監獄に殉じた人々の追悼式を次のとおり執り行います。

開催日 8月27日(木)

時間 14時から

場所 樺戸監獄物故者慰霊碑前

(月形町南耕地 篠津山霊園)

※荒天の場合は多目的研修センターで行います



問合せ先

総務課総務係 ☎53・2321

Eメール: somu@town.tsukigata.hokkaido.jp

第3回定例会開催のお知らせ

傍聴へお気軽においでください

令和8年第3回月形町議会定例会が、次の日程で開催される予定です。

傍聴するための手続きは簡単で、傍聴人受付票に住所と氏名を記載するのみです。

日時 9月3日(木)～10日(木) 10時から

※日程は休会を含め都合により変更する場合があります

場所 役場3階議場

問合せ先

議会事務局 ☎53・2321 (内線 372)

Eメール: gikai@town.tsukigata.hokkaido.jp

土地取引に関する届出について

土地の売買や営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約を行った場合の土地の権利取得者（譲受人）は、その土地が所在する市町村へ届出が必要です。

届出対象

次の3要件を全て満たすもの

- ・所有権、地上権、賃借権などの権利の取得や移転、設定であること……**権利性**
- ・対価を得て行われるものであること……**対価性**
- ・契約行為によること……**契約性**

※契約者が国や地方公共団体などであること、競売、相続などや、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合などは届出不要となります

届出対象面積

都市計画区域外：1万㎡以上

※月形町は都市計画区域外のため、1万㎡以上の土地取引のみが対象となります

提出期限

契約締結日から2週間以内

届出書類

- ・土地売買等届出書 ・土地売買等契約書の写し ・土地の位置を明らかにした縮尺5千分の1程度の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺5百分の1から2千分の1程度の図面など

届出方法

- ・企画振興課窓口へ直接または、郵送、電子メールで提出してください

※市町村に提出された書類は空知総合振興局で審査されます

- ・届出が必要な場合で、届出をしなかった場合は、法律で罰せられることがあります。提出期限後であっても届出書の提出が必要です

※制度の詳細は、QRコード内をご覧ください



詳細はこちら

提出・問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ 53・2325 Eメール: chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

「子どもの人権 110 番」強化週間のお知らせ

法務局では、子どもの人権についての専用相談電話「子どもの人権110番」を設置してるほか、SNS（LINE）による人権相談も受け付けています。いじめや虐待など、子どもの人権に関する悩みをご相談ください。

また、8月28日（金）から同年9月3日（木）までは、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」です。

期間中は、平日の受付時間を延長して、土日に対応します。

子どもの人権110番 0120・007・110（全国共通・通話料無料）

◆受付時間 平日：8時30分～17時15分（年末年始を除く）

◆強化週間中の受付時間

8月28日（金）、8月31日（月）～9月3日（木）：8時30分～19時

8月29日（土）、8月30日（日）：10時～17時

SNS（LINE）による人権相談

右記QRコードから公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」

を友だち追加して利用することができます。

アカウント名：「法務局LINEじんけん相談」

検索ID：@linejinkensoudan



友達追加はこちら

問合せ先 保健福祉課地域福祉係 ☎ 53・3155 Eメール: fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp

NEWS
表彰
防犯功労者表彰
を受賞



▲山越千鶴さん

▲渋谷純子さん

月形防犯協会の副会長として、長年にわたり地域の防犯活動に尽力された渋谷純子さん（南札比内3）と山越千鶴さん（市北6）が、岩見沢地区防犯協会会長および札幌方面岩見沢警察署長の連名による防犯功労者表彰を受賞されました。

6月15日、岩見沢警察署において、表彰状が伝達されました。

NEWS
表彰
交通死亡事故
ゼロ1000日
達成



▲(左から)小谷学岩見沢警察署長、福井誠交通安全推進協会会長、山越千鶴交通安全指導員会会長

6月19日、町内における交通死亡事故ゼロ1000日を達成しました。
この功績が認められ、札幌方面岩見沢警察署長から月形町交通安全推進協会および月形町交通安全指導員会へ感謝状が贈呈されました。
日頃から交通安全運動の推進にご理解とご協力をいただいている町民の皆さんに、心より感謝申し上げます。
今後も交通死亡事故ゼロの継続を目指し、一人ひとりが交通ルールを守り、安全運転や思いやりのある行動を心がけ、交通安全活動へのご理解とご協力をお願いします。

NEWS
その他
北海道苦情審査
委員制度のご案内



詳細はこちら

「北海道苦情審査委員」制度とは、道が行う業務や制度について、公正・中立な立場で審査する制度です。皆さん自身の利害に関する苦情は、苦情審査委員に申立てができます。苦情審査委員は、道の関係機関を調査し、問題が認められた場合は、必要に応じて是正や改善を求めます。申立てに関する個人情報情報は適切に保護されます。
問合せ先 北海道総合政策部
知事室道政相談センター
011・204・5523

8月は 歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島
北方領土返還要求運動強調月間
「知ること」が 四島(しま)返還の 第一歩

我が国固有の領土である歯舞群島・色丹島・国後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民、国民の長年にわたる願いです。

北海道では、一日も早い北方領土問題解決のため、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として重点的に各種運動を実施しています。今年も8月21日(金)に札幌市で開催される「北方領土返還要求北海道・東北国民大会」に併せ、全道各地でさまざまな運動を展開しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

強調月間中は、町民ホール、樺戸博物館に北方領土返還要求署名コーナーを設置します。ご賛同いただける方は署名にご協力をお願いします。

問合せ先 北海道総務部北方領土対策本部運動交流グループ
☎ 011・204・5069

TERAだより Vo.2

★今月のイベント日★

◎第3金曜日(21日) ビールの日

○ビール全品 半額

好評につきお席のご予約をお願いします。

◎第4土曜日(22日) 新設 日本酒の会

○厳選 日本酒3種 飲み放題 お料理付き 隔月開催

予約限定10名様 会費 7000円

◎第4日曜日(23日) オープンマイクの日

○誰でも自由にパフォーマンスできます。

当店ステージが無料で使えます。

発表したいけど機会が無いとか

まだ自信が無いとか

とにかく発散したいとか... 学生さん大歓迎!!

参加条件 演者・観覧ともに1オーダー

ギター・ピアノ他あります。

お問い合わせ ご予約 37-2128



有料広告

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

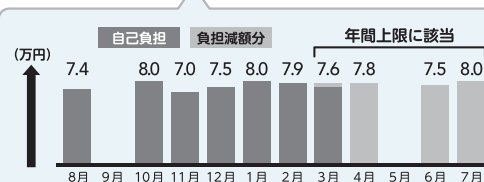
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方→ご加入の医療保険者まで
 - 国民健康保険にご加入の方→住民課戸籍保険係 ☎53・2323
 - 後期高齢者医療制度の方→各都道府県の後期高齢者医療広域組合、住民課戸籍保険係 ☎53・2323まで
- なお、今回の見直しの背景などに関するご質問などは、厚生労働省コールセンター 0120・617・111 においても承っております。
※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します

※下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% ＜140,100円＞	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% ＜93,000円＞	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% ＜44,400円＞	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ＜44,400円(※1)＞	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	—
—	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である方は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)

※2 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)または限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)または限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます)

なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。